地域計画（案）に対する縦覧手続実施要領

1　目的

「地域計画」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めている市町村が策定するものです。

区域を定め、その区域ごとに話し合いを行い、全ての農業者を対象とした「地域農業の将来の在り方」、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した「目標地図」により構成される計画として策定した「地域計画」の変更案について、広く市民の皆様に情報を提供するとともに、可能な限り意見を反映するため、農業経営基盤強化促進法第19条第７項の規定に基づき、縦覧の手続を実施します。

2　縦覧手続の対象

地域計画（案）

3　縦覧手続実施の周知方法

厚木市ホームページへの掲載（10月30日～）

4　地域計画（案）の閲覧

次に掲げる場所等で10月30日から11月13日まで閲覧を行います。

(1) 市役所第二庁舎７階農業政策課

(2) 市役所本庁舎３階市政情報コーナー

(3) 市ホームページ

5　意見等提出期間

令和８年10月30日（金）から同年11月13日（金）まで

※　郵送の場合は、必着とします。

6　意見等提出資格

各区域の利害関係人（農地所有者及び耕作者（利用権を設定している者に限る。）並びに農地を借り受ける希望がある者及び協議の場に参加した者）

7　意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア　市役所第二庁舎７階農業政策課の窓口へ直接提出

イ　市役所本庁舎３階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱

に投函

(2) 郵送する場合

郵送先　〒243-8511

厚木市環境農政部農業政策課農業政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号　046-223-0174

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス　3600@city.atsugi.kanagawa.jp

※　電子メールの件名「地域計画（案）公告・縦覧意見」

8　意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、地域計画の変更に当たっての参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。